

人文社会序論「現代日本学入門」(東北大学文学部) 第4回

日本学の方法論

社会学

田中 重人

(東北大学 文学部)

<http://tsigeto.info/2023/1st/>

課題

現代日本社会において、建前と実態が乖離している例を挙げ、どうしてそのような状態が維持されているかを説明せよ。

自己紹介

専門：家族社会学、社会調査法

所属：文学部 現代日本学専修

田中重人(2022)「家族の変化と生活保障システム」 伴野文亮・茂木謙之介編『日本学の教科書』文学通信 (第8章)



関係ある分野

社会学

(人口学)

(歴史学)

(社会福祉学)

法学

(政治学)

(経済学)

(社会政策学)

国際的研究の広がり

- 親族構造
- 親密圏
- 階層・階級
- 福祉社会

家族 / 親族

family / kinship

- 親子
- 夫婦
- これらによる人間関係のネットワーク

家族制度

family institution

親子関係・夫婦関係に関連して

人々の行動を規定する社会的な仕組み

具体的には

- 「結婚」とは
- 「親」はどうやって決めるか
- 夫婦間、親子間の権利と義務
- 亡くなったあとの財産
- 争いがある場合

家族と近代社会

人権思想との相性の悪さ

- **平等権**
- **自由権**
- **社会権**

日本国憲法 (1946)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

田中の基本的問題関心

建前と実態との乖離

日本における「家族」のプロトタイプ

- **血統集団（氏）**
- **家業経営体（イエ）**
- **核家族（夫婦と未婚子）**

血統集団 (氏) としての意識

「家」は、「**世帯の共同とは関係のない血統集団**であって……同一性を保持して存続してゆくものだという信念を伴うところのもの」

川島武宜「イデオロギーとしての家族制度」『日本社会の家族的構成』
(岩波現代文庫) 岩波書店、155 頁 (1955→2000)。

経営体としての「イエ」

- 世襲制の家業
- イエの永続・繁栄が目標
- あとつぎ (1人) と労働力の確保が重要
- 拡大できれば
→ 分家をつくって同族集団を拡大

現代の社会と江戸時代の社会

- 総理大臣 →
- 宮城県知事 →
- 警察 →
- 総合商社 →
- アパレルメーカー →

現代の社会と江戸時代の社会

- 総理大臣 → 徳川家
- 宮城県知事 → 伊達家
- 警察 → ○○町奉行
- 総合商社 → ○○屋
- アパレルメーカー →
○○屋系列家内工業

前近代 (幕末ごろ?) の日本社会

「イエ」(家) を単位とする分業と自治

近代社会の特徴

- 機能分化
(政府、企業、団体、保険……)
- イエの機能縮小

- 総理大臣 ← 選挙 + 国会指名
- 宮城県知事 ← 選挙
- 警察 ← 公務員 (試験)
- 総合商社 ← 株式会社
- アパレルメーカー ← 株式会社

現在でも、小企業、農林漁業、各地域の生活組織などは、イエの仕組みで成り立っていることが多い

近代社会の家族に残ったもの

- 生活の共同
- 生殖
- 子供・高齢者・病人などの世話と扶養

→近代家族

日本では…

- 20 世紀初めに都市部で出現
- 高度成長期（1960 年代）までに一般化

婚姻法上所謂扶養の義務は……実に婚姻関係の核心的事実とも云ふべきものである。……若し之が履行されなかったら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るとさへ言っても宜いのである

……親がその未成熟の子を養育する義務も、是れまた、単なる扶養ではない。……子を養育せざる親と云ふことは抑々概念自体の矛盾である。

……「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。

中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253: 190–207
(1928→1976).

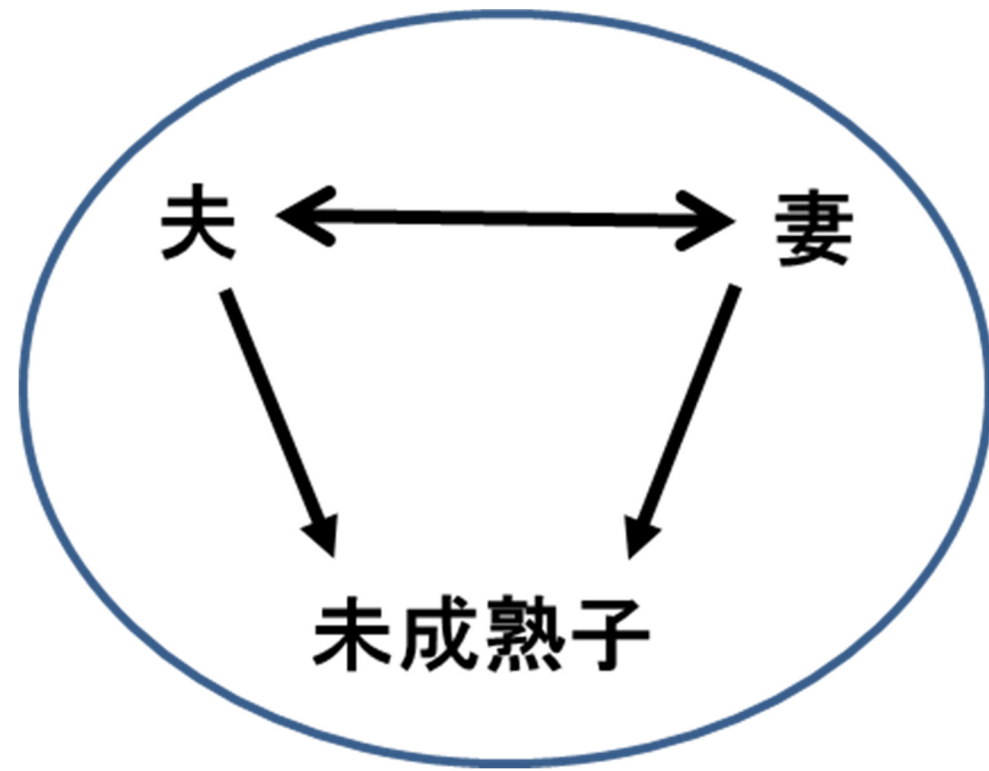
生活保持の義務 = 利他的な人間関係

○○の幸せが私の幸せ



CLAMP 『カードキャプターさくら 第10巻』 (Kindle版) 講談社 (1999→2012).

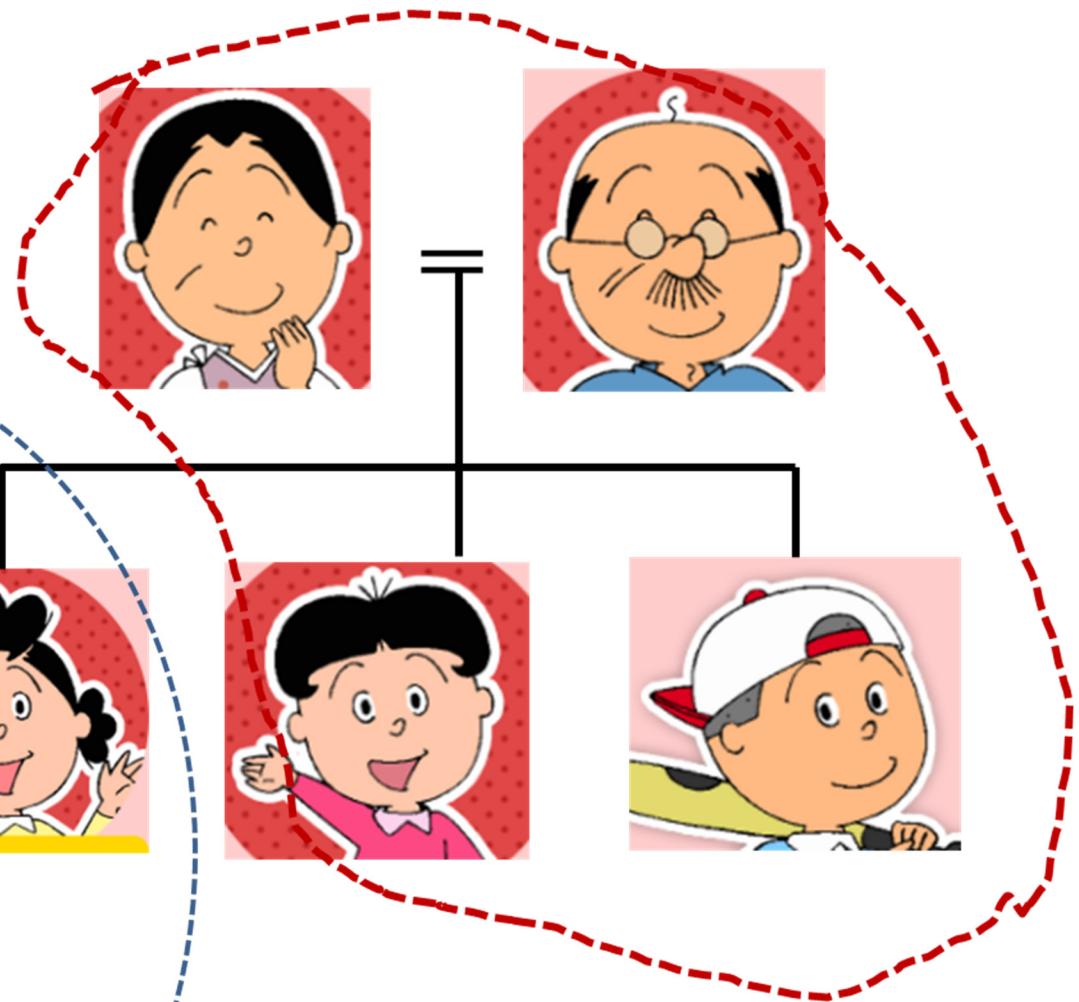
近代家族の仕組み



核家族

- ・ 夫婦の共同生活
- ・ 子供の養育

フグ田



磯野

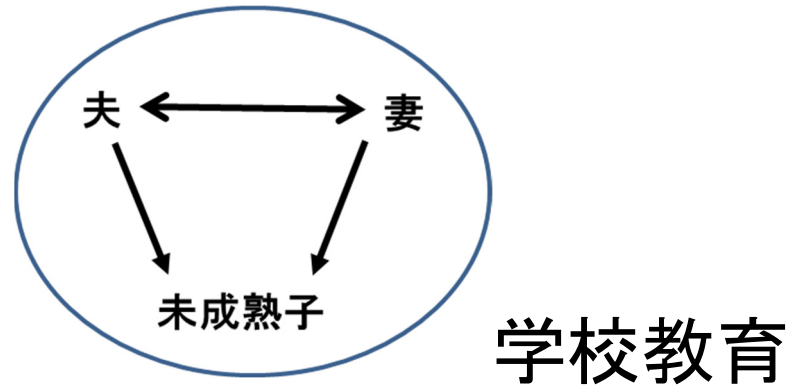


<http://www.szaesan.jp/characters.html>

近代家族を前提とした生活保障

労働市場

男性稼ぎ主モデル



年金＋健康保険＋公的扶助（社会保障）

大沢真理 『現代日本の生活保障システム』 岩波書店(2007).

日本国憲法 (1946)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

→福祉国家の始動

社会保障

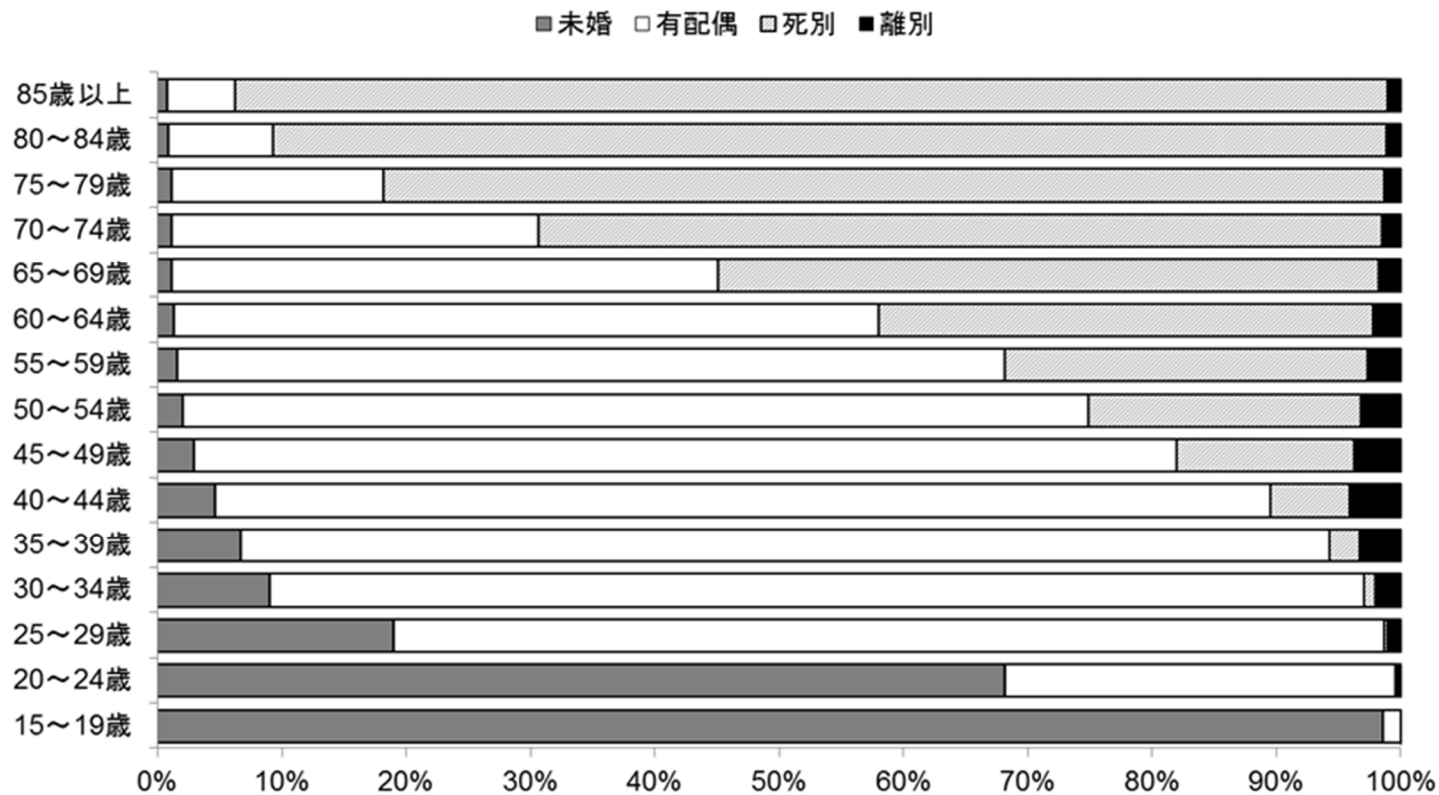
- 社会保険（年金保険、健康保険など）
- 公的扶助（生活保護）

日本では 1960 年代までに

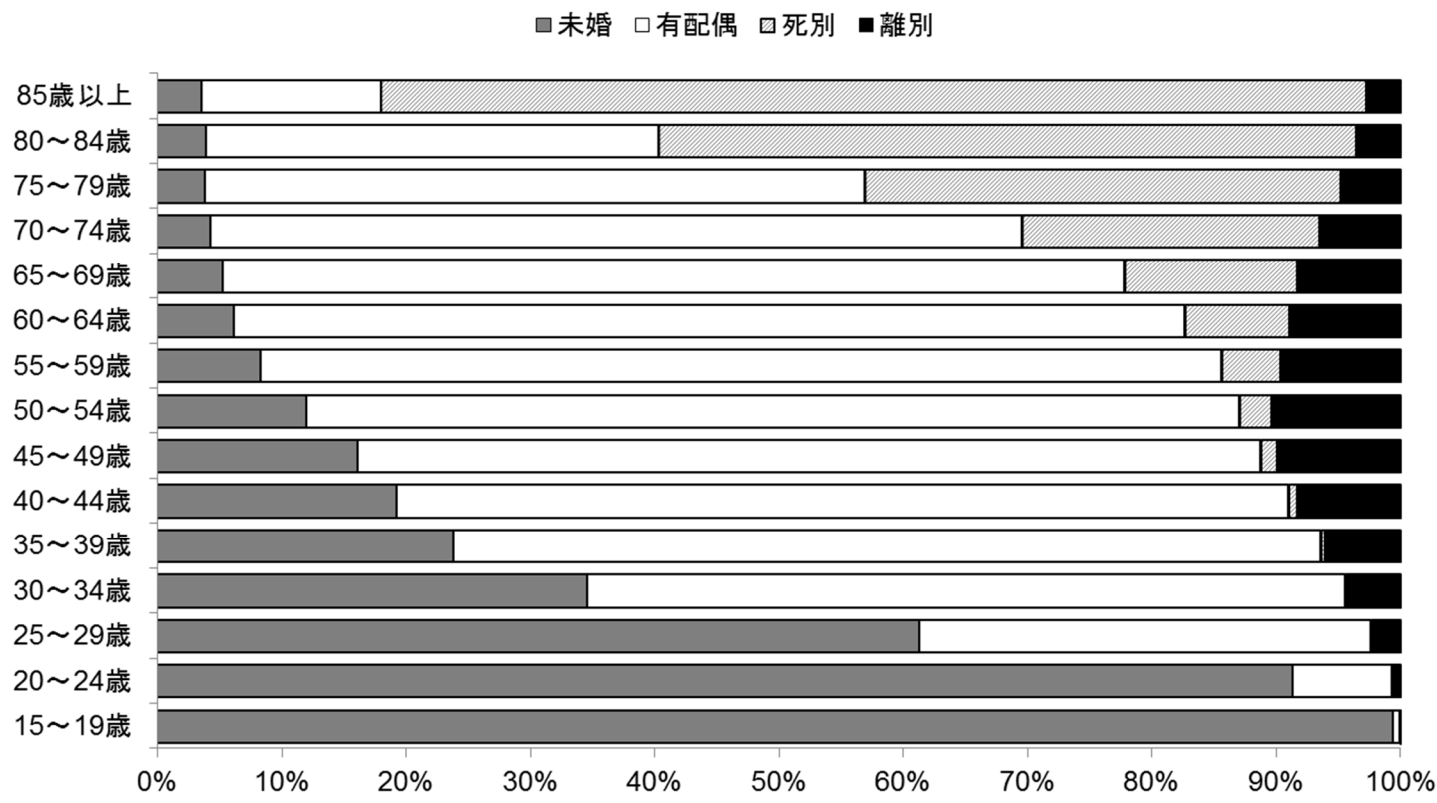
基本的な社会保障制度が成立

→ **安定的な核家族を前提とする**

核家族に入らないケースの分布



1965年「国勢調査」(女性の配偶状況)



2015年「国勢調査」(女性の配偶状況)

離婚後の男女格差の分析

全国家族調査 (NFRJ) :

日本家族社会学会が 1999, 2004, 2009, 2019 年に実施

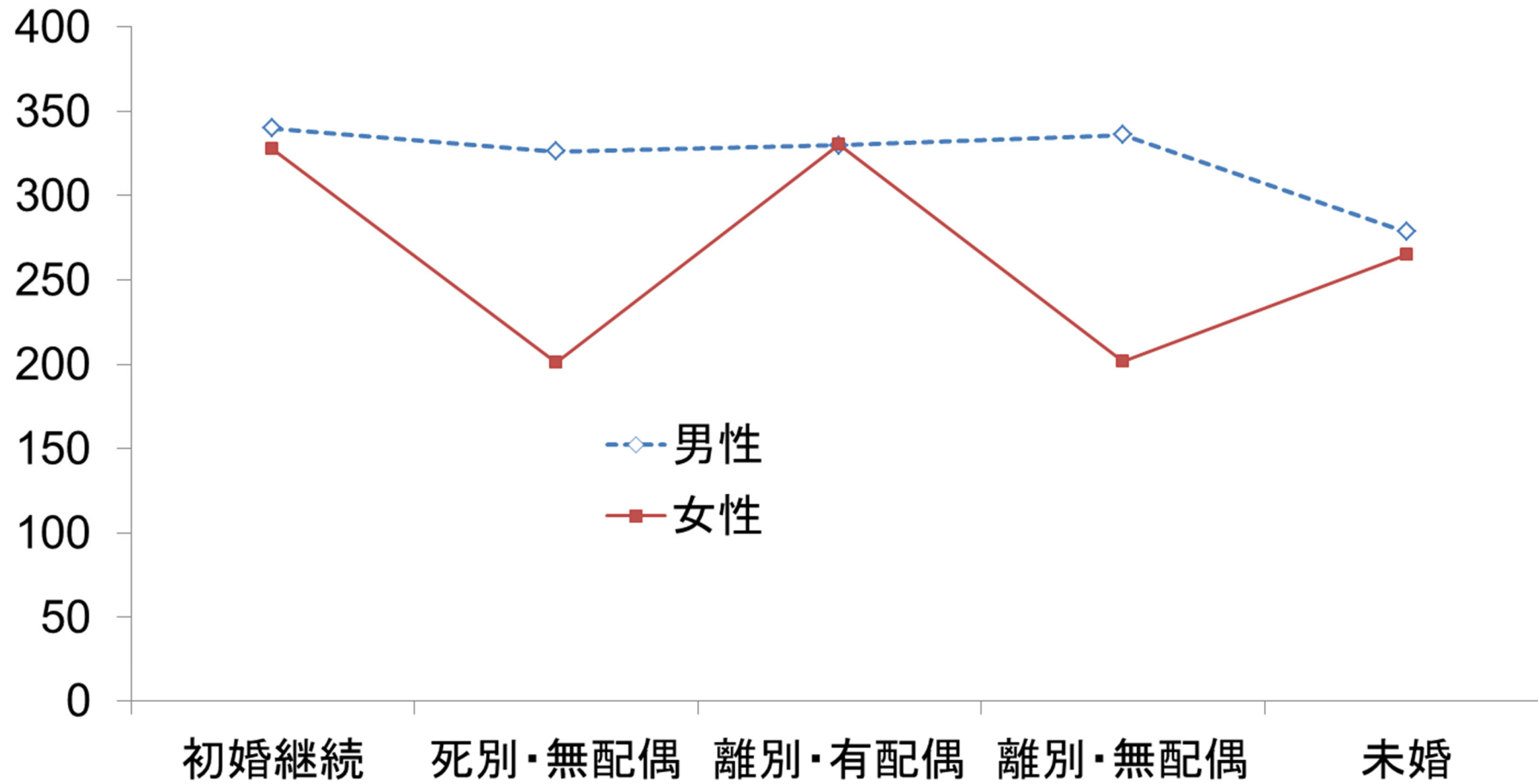
等価所得 :

$$\frac{\text{世帯年間収入}}{\sqrt{\text{同居人数}}}$$

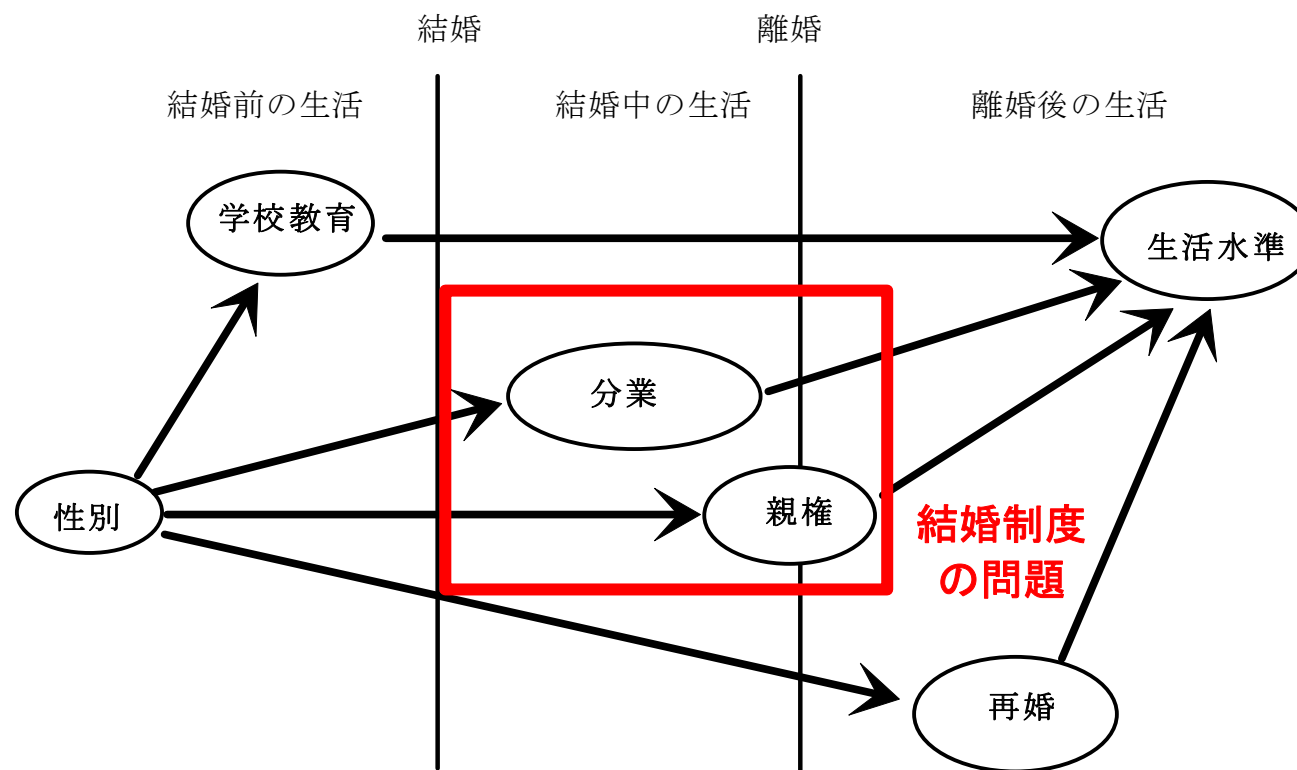
田中重人「離婚経験者の経済状況の性別格差」
第4回全国家族調査第2次報告書1 (2021) <http://tsigeto.info/21b>

2019年「全国家族調査」による結果

(万円)



重回帰分析による結論



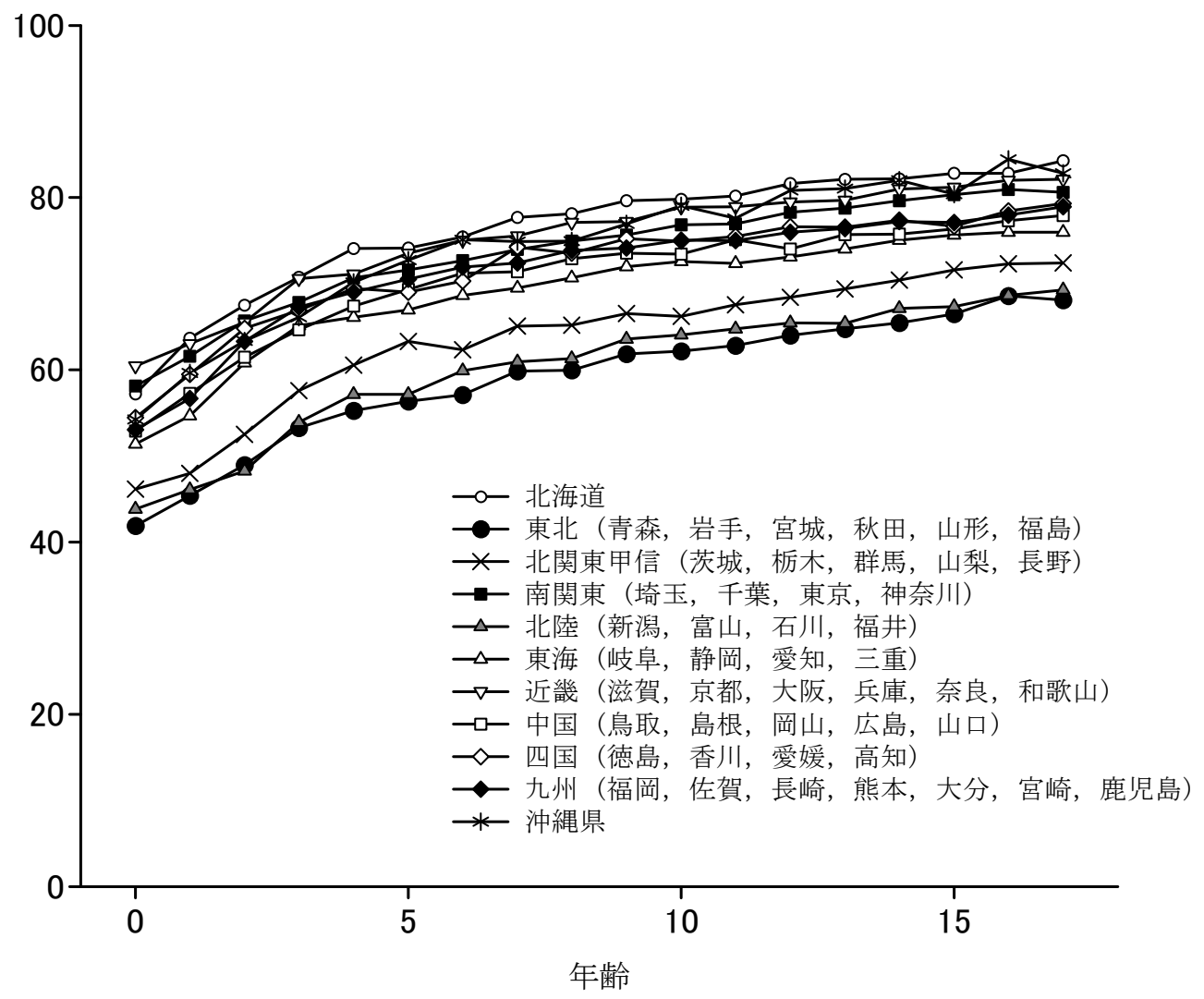
- 結婚・出産・育児によるキャリア中断
- 離婚時に母が子を引取ることが多い

格差の原因

- 男性稼ぎ主モデル
- 女性ケア役割

破綻したときにどうするか？

- 親族による生活保障
- 社会保障制度



子供の年齢別にみた広義の母子世帯に占める狭義の母子世帯の比率：2015年「国勢調査」

田中重人「家族の変化と生活保障システム」『日本学の教科書』文学通信 (2022).

利他性をどこまで強要できるのか



大道寺知世 (『カードキャプターさくら』)
CLAMP (1999→2012).

「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。中川善之助 (1928→1976).

社会保障制度成立以降の議論

社会保障法の展開により、生活困窮者の生存の保障が、ますます家族の責任から社会(国家)の責任に移る……

扶養される者の生存権の保障という新しい観点からみるならば、だれの責任で生存権の保障が実現されるかは、第一義的に重要なことではない

前近代の遺産？

1996年 民法改正案要綱

- 非嫡出子相続分 → 2013年改正
- 再婚禁止6か月規定 → 2016年改正
- 婚姻適齢 → 2018年改正
- 夫婦同氏制度 → ？
- 離婚給付 → ？

財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき…家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない

…各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

民法の一部を改正する法律案要綱 (1996-02-26 法制審議会総会決定)
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html

最近の動きについて：

民法等の一部を改正する法律（2022年12月10日
法律102号） <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html>

- 再婚禁止期間の撤廃
- 嫡出推定関連規定の改正
- 親権者の懲戒権の廃止、体罰の禁止

根本的な問題は？

利他性を強要すること自体？
(利己性の称揚との使い分け)

不平等性：

- ・ 利他性が強いと不利
- ・ 性別その他の属性との関連

有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論: ケアの絆をつむぐために』 勁草書房

現代社会を見る視点

- 建前と実態との齟齬は、
なぜ存続するのか
- 歴史との対話
- そのための統計と文献資料

課題（再掲）

現代日本社会において、建前と実態が乖離している例を挙げ、どうしてそのような状態が維持されているかを説明せよ。